

投票区	名簿番号	事由	直・郵	処理簿		
	貞番			記載	照合	
			直接郵送			
交付年月日	平成 年 月 日	受領年月日			平成 年 月 日	

### 不在者投票宣誓書(兼請求書)

私は、平成 年 月 日執行の 選挙の当日、下記の事由に該当する見込みなので、下記の記載が真実であることを誓い、あわせて投票用紙の交付を請求します。

平成 年 月 日

芽室町選挙管理委員会委員長 様

#### 不 在 者 投 票 事 由

つぎの1から5のいずれかに○を付してください。

1	〔ア 仕事 イ 学業 ウ 地域行事の役員 エ 本人または親族の冠婚葬祭 オ その他( )〕	に従事	〔左のアからオのいずれかに○を付してください。オの場合は具体的に記載してください。〕
2	1 以外の用事又は事故のため 〔ア 他の市町村 イ 町内( )〕	に外出・旅行・滞在	〔左のア又はイのいずれかに○を付してください。イの場合は具体的に記載してください。〕
3	〔ア 疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難 イ 監獄等に収容〕		〔左のア又はイのいずれかに○を付してください。〕
4	交通至難の島等( )に居住・滞在		具体的に記載してください。
5	住所移転のため、他の市町村に居住		

氏名	男	明治			
	・生年月日	大正	年	月	日
	女	昭和			
現住所					
選挙人名簿に記載されている住所( 現住所と異なる場合のみ記載すること。)					

(申請書裏面)

選挙人が、選挙当日、次の「1号事由」から「5号事由」までのいずれかに該当すると見込まれるときは、不在者投票記載場所において不在者投票することができます。

**1号事由 職務若しくは業務又は自治省令で定める用務に従事すること**

- \* 職務や業務に従事する場合であれば、その従事する場所にかかわらず不在者投票をすることができます。(例 選挙当日に店を営業、炊事等の家事に従事、専従組合員のピケ参加)
- \* 「自治省令で定める用務」とは、「葬式の喪主等冠婚葬祭の主催をする者、その者の親族その他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行うべき用務」とされています。

**2号事由 用務(1号事由の自治省令で定めるものを除く。)又は事故のため投票区の区域外に旅行又は滞在すること。**

- \* 選挙の当日何らかの用事があって投票区の区域外に旅行又は滞在することが見込まれる場合には、不在者投票ができます。(観光旅行、道選挙管理委員会が指定した病院に入院加療中の選挙人)

**3号事由 疾病、負傷、妊娠、老衰、若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は監獄、少年院若しくは婦人補導院に収容されていること。**

- \* 選挙人が疾病、負傷等により歩行が困難であることは、選挙の当日、これらの理由によって歩行が困難であると見込まれる場合のこと、不在者投票の際には、現に歩行が困難でなくてもよい。(選挙当日手術予定で入院中、出産のため入院中又は入院の予定)

**4号事由 交通至難の島その他の地で自治省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在すること。**

**5号事由 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。**

- \* 道知事・道議会議員選挙では、現在お住まいの道内市町村長の「引き続き北海道内に住所を有する証明」を提示する必要があります。